

## 会議録

会議の名称	第51回西東京市建築審査会
開催日時	令和5年10月19日（木曜日）午後2時15分から3時30分まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】井上会長、上木委員、杉崎委員、鈴木委員、三沢委員 【特定行政庁】古厩部長、名古屋課長、佐藤主幹、海老澤係長、蜂須主査 【事務局】山本係長、水谷主任
議題	議題1 第50回会議録（案）について 議題2 議案第74号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議案第75号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 第50回会議録（案） 資料2 議案第74号 資料3 議案第75号
傍聴人	なし
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

### 会議内容

- 委員  
第51回西東京市建築審査会を開会する。  
まず、議題1 第50回会議録（案）について、説明を求める。
- 事務局  
（第50回会議録（案）の説明）
- 委員  
第50回会議録（案）について、意見、質問等があれば発言をお願いします。  
（意見なし）
- 委員  
それでは、議事終了後に第50回会議録への署名を上木委員をお願いします。
- 委員  
次に、議題2 議案第74号について、説明を求める。
- 特定行政庁  
（議案第74号の説明）
- 委員  
議案第74号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。
- 委員  
特定行政庁の所見について、承諾が得られていない筆のうち1筆は既存建築物の敷地に当該道が含まれていないことが、なぜ交通上支障がないことにつながるのか。
- 特定行政庁  
建築計画概要書で確認したところ、当該道の部分が敷地に含まれていないこと、現状道となっていることから、道としての担保性があると判断した。
- 委員  
資料2 6について、1576番21の一部との記載があるが、この筆は位置指定道路となっている部分があるため、「一部」という表記なのか。
- 特定行政庁

そうである。この筆は、位置指定道路の部分と当該道の部分が一体的にアスファルト舗装されている。

○委員

十分な説明を行ったが承諾を得られなかったのは、どのような理由によるか。

○特定行政庁

送付された資料の内容に納得できないなどの理由である。

○委員

当該道に接する建築物について、建築確認の状況を把握しているか。

○特定行政庁

当該道については平成7年にも協定が締結されており、これにより1576番13に建築された。この他に、1576番6、同番7、同番8及び同番20は確認済証が交付されている。

○委員

1576番19については、協定対象範囲に含まれるか。

○特定行政庁

含まれる。

○委員

計画敷地について、1576番16の一部を含む形になっているが、今後分筆するのか。また、1576番16の一部は道の範囲に含まれるのか。

○特定行政庁

今後、分筆すると聞いている。また、1576番16は道の範囲には含まれていない。

○委員

計画敷地には都市計画道路がかかるようだが、事業化は未定なのか。

○特定行政庁

計画決定のみであり、事業化は未定である。

○委員

都市計画事業で敷地が減ってしまう場合は、その状態でも建蔽率と容積率が満たされるのか。

○特定行政庁

都市計画事業による敷地の減少については、考慮していない。

○委員

道路斜線を検討することだが、天空率は使えないということか。

○特定行政庁

西東京市建築基準法第43条第2項第2号許可に関する審査基準の基準3に該当する場合は、天空率は使えない。

○委員

申請者と土地の所有者が異なるが、建売の予定か。

○特定行政庁

そうである。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第74号についての質疑を終了する。続いて、議案第75号について、説明を求める。

○特定行政庁

(議案第75号の説明)

○委員

議案第75号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。

○委員

当該道に接する建築物について、建築確認の状況を把握しているか。

○特定行政庁

1607番5、1607番8、同番9及び1608番5については、確認済証が交付されている。

○委員

1607番1が公衆用道路として登記されたのはいつか。

○特定行政庁

昭和51年である。

○委員

当該道が接する道路は、どのような道路か。

○特定行政庁

当該道の北西側の角の所までは建築基準法第42条第1項第1号の道路である。それより東は法第42条第2項の道路である。

○委員

当該道の筆が「一部」となっているのは、その法第42条第2項の道路の後退部分を除くからか。

○特定行政庁

そうである。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第75号についての質疑を終了する。続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第74号・・・同意する。

議案第75号・・・同意する。

○委員

次に、議題3 その他 次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。

○事務局

次回の西東京市建築審査会は、令和5年11月16日を予定している。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。

これをもって、第51回西東京市建築審査会を終了する。